4. 自治会(町内会)功労者表彰

地域活動の推進に尽力され、その功績が顕著な自治会長(町内 会長)等を表彰する2種類の制度を紹介します。

(1) 平塚市自治会功労者表彰(平塚市長表彰)

- 【対象者】 ① 2年以上平自連の役員としてその活動に寄与し、その功績が顕著な者
 - ② その他、①に準ずると認められる者
 - ⇒ ア. 単位自治会長として 10 年以上勤めた者
 - イ、地区連合会の副会長として5年以上勤めた者

【推薦と表彰】 毎年3~4月に平自連会長が平塚市長に被表彰候補者の推薦を行い、 5月に開催される平自連の定期総会時に感謝状が贈呈されます。

平塚市自治会功労者表彰要綱

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、平塚市自治会連絡協議会(以下「平自連」という。)の活動を通じて市政 に尽力し、その功績が顕著な者を表彰することについて必要な事項を定めるものとする。 (被表彰者)
- 第2条 表彰を受ける者は、次の各号いずれかに該当する者とする。
 - (1) 2年以上平自連の役員としてその活動に寄与し、その功績が顕著な者。
 - (2) その他前号に準ずると認められる者。

(被表彰者の推薦)

第3条 平自連会長は、前条の規定に該当する者があるときは、平塚市自治会功労者推薦書 (別記様式)を市長に提出するものとする。

(被表彰者の決定)

- 第4条 市長は、前条の推薦書を受理したときは、その内容を審査のうえ被表彰者を決定する。 (表彰の方法)
- 第5条 表彰は、市長名の感謝状を贈呈して行うものとする。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、平自連定期総会において行う。

附則

この要綱は、昭和51年5月25日から施行する。

(2) 平塚市自治会連絡協議会功労者表彰(平自連会長表彰)

【対象者】 ① 2年以上単位自治会長としてその活動に寄与し、その功績が顕著な者

- ② その他、①に準ずると認められる者
 - ⇒ ア、平自連役員として1年以上勤めた者
 - イ. 地区連合会の副会長として2年以上勤めた者
 - ウ、単位自治会の副会長として5年以上勤めた者

【推薦と表彰】 毎年3~4月に地区連合会長が平自連会長に被表彰候補者の推薦を行い、5月に開催される平自連の定期総会時に感謝状が贈呈されます。

平塚市自治会連絡協議会功労者表彰規定

(趣旨)

第1条 この規定は、単位自治会長として地域活動の推進に尽力し、その功績が顕著な者を表彰することについて必要な事項を定めるものとする。

(被表彰者)

- 第2条 表彰を受ける者は、次の各号いずれかに該当する者とする。
 - (1) 2年以上単位自治会長としてその活動に寄与し、その功績が顕著な者。
 - (2) その他前号に準ずると認められる者。

(被表彰者の推薦)

第3条 地区連合会長は前条の規定に該当する者があるときは、平塚市自治会連絡協議会功労者推薦書(別記様式)を会長に提出するものとする。

(被表彰者の決定)

- 第4条 会長は、前条の推薦書を受理したときは、その内容を審査のうえ被表彰者を決定する。 (表彰の方法)
- 第5条 表彰は、会長名の感謝状を贈呈して行うものとする。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、定期総会において行う。

附則

この要綱は、昭和51年5月25日から施行する。

【平塚市長表彰・平自連会長表彰 共通の基準】



表彰該当者基準

基準①	該当する同一役職の在職期間は、中断するときもこれを通算する。
	2年以上の「以上」の解釈は、該当する役職の年数を計算する場合、「通算」とす
	వ .
	(⇒例えば、該当する役職に再任された場合でも、表彰は通算1回までとする。)
基準②	「市表彰」及び「平自連表彰」の受賞は、それぞれ一人1回までとする。
	(⇒例えば、「市表彰」について、2年以上平自連役員を務め市表彰を受けた者
	が、後に5年以上連合会副会長を務めても、再度、市表彰は行わないこととす
	る。)
基準③	市表彰及び平自連表彰が同一年度に対象となる場合は、市表彰を優先する。
	(⇒例えば、平自連役員と単位自治会長を同一時期に2年間のみ兼務した場合は、
	市表彰のみとする。)
基準④	市表彰受賞者は、平自連表彰を受けることができないものとする。
	(⇒例えば、2年以上平自連役員を務め市表彰を受賞した後に、2年以上単位自治
	会長を務めた場合でも、平自連表彰は行わないものとする。)
基準⑤	平自連表彰を受賞した後に、市表彰の被表彰者に該当した場合は、市表彰を受ける
	ことができる。
	(⇒例えば、単位自治会長を2年間務め、平自連表彰を受けた者が、後に平自連役
	員を2年間務めた場合は、市表彰を行うことができるものとする。)

表彰時期	表彰は、該当する職を辞めることが確定した時点で行う。
	(⇒引き続き「市表彰」及び「平自連表彰」に該当する職を務める場合は、除く)
	 (⇒再任された場合、基準①に準拠し、既受賞者は再受賞できない。)



自治会運営コラム

VIII. 男女共同参画でみんなが活躍できる地域へ

平塚市では、令和6年度から令和13年度までを計画期間とし、男女共同参画に関する第5次計画となる「ひらつか男女共同参画プラン2024」を 策定しました。

このプランでは、「誰もが活躍できるジェンダー平等社会の実現」を目標に掲げ、「固定的な性別役割分担意識」、つまり個人の能力とは関係なく、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」など、性別を理由にして、役割を固定的に分ける考え方を改革することを目標実現のための視点としています。

皆さんの自治会(町内会)活動において、「会長は男性」、「反省会の準備は女性」などと、性別を理由に考えたり、決めたり、相手に求めたりしていませんか? 本人の個性や能力とは関係ないところで、「男なんだからやってよ」とか、「女だからできない」などと言っていませんか?

このように性別でものを考えてしまう意識が、実は私たちの中に意外に染みついています。

男だからこうあるべき、女だからこうあるべきといった考えや、性別で役割を固定した考えにより、個人の人柄や能力などが正しく判断されずに、見逃されてしまうこともあり、それは自治会(町内会)にとって非常にもったいないことです。

みんなが活躍できる持続可能な自治会(町内会)にしていくには、まずは、「私たちにはこういった意識がある」ということに気づいて行動することが最初の一歩になります。性別に関係なく、互いに人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、個性と能力を発揮できる自治会(町内会)にしていくことが大切です。